

九州商工会議所連合会

新型コロナウイルス感染症拡大に対する 緊急経済対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、我が国はこれまでにない経済危機に直面している。特に地方においては、緊急事態宣言下での休業要請等による経済活動の停滞により事業規模に関わらず全ての企業に深刻な影響を及ぼし、特に中小・小規模事業者は事業存続の危機に瀕している。

これまで中小・小規模事業者は、雇用を維持しながら、なんとか事業を継続していきと懸命の努力を続けてきたが、新型コロナウイルス収束の見通しが立たない状況の中、その経営は日々深刻さを増しており、今後コロナ倒産や廃業が急増することが懸念される。

九州・沖縄においては、緊急事態宣言が解除され、徐々に企業活動の再開が進んでいるが、この状況がすぐに改善されるものではない。感染拡大防止の対策をとりながらも、経済の回復に向けて長期的視点に基づき、中小・小規模事業者や地域経済の中核となる中堅企業も含め企業規模の大小を問わない支援や、大規模で実効性のある需要喚起策の実施が必要となる。

また、4月に成立した一次補正予算では経済対策として資金繰りや雇用に関する様々な支援策が打ち出されたが、未だ現場では目詰まりを起こしている状況がうかがえることから、企業の窮状や現場の実情を踏まえ、**資金が迅速かつ確実に事業者及びその従業員の手元に届くよう運用改善**をお願いしたい。さらに二次補正の編成にあたっては、**地方創生臨時交付金増額や、雇用調整助成金拡充、家賃補償などさらなる支援の強化**をお願いしたい。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑えつつ、地域を支える中小・小規事業者がこの未曾有の難局を乗り越え事業を継続するために、引き続きスピード感をもった前例にとらわれない大胆かつ大規模な支援をお願いしたい。

1. 企業の倒産・廃業を防ぐための実効性のある支援策の実施

○中小・小規模事業者の事業継続に資する給付金等制度の拡充

自治体からの休業要請や自粛による影響を受ける事業者に対する支援制度（休業補償、家賃補助等）が打ち出されている中で、自治体の財政状況によって対応に差が生じることがないように、特段の配慮を求める。さらに、地方自治体が地域の実情に応じて独自に行う支援、振興策の充実化を図るためにも、「地方創生臨時交付金」の運用緩和と増額をお願いしたい。

また、給付金の拡充として、休業や時短営業を実施した事業所等に対する賃料の補助、また賃料の減免を実施した民間のビル・建物オーナー（家主）に対する補助の速やかな制度化と手続きの簡素化及び早期の支給をお願いしたい。

○雇用調整助成金の支給要件緩和および手続きの簡素化・迅速化、日額上限の引き上げ

雇用調整助成金は休業計画作成・労使協定・休業手当の支給実績等に基づく「後払い」の制度で、資金繰りに苦しむ中小・小規模事業者においては雇用の維持が困難となることから、助成金前払いの実施と、さらなる手続きの簡素化、日額上限の引き上げ、助成金支給の迅速化をお願いしたい。また、手元資金が不足する中小企業のため従業員への賃金の直接補填についても簡素な手続きによる速やかな支給をお願いしたい。

また、全ての業種の事業者の経営環境がより厳しくなっていることを踏まえ、4月1日から6月30日まで設定されている特例措置に関して、当面の間、延長をお願いしたい。

○中小・小規模事業者の経営実態を踏まえた最低賃金の適正な水準の決定

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による現下の危機的経済情勢を反映し、また、中小・小規模事業者の経営実態を踏まえ、2020年度は最低賃金の引き上げの凍結を含めた新たな方針を設定されるようお願いしたい。

○劣後ローンなどを活用した企業の自己資本強化策の創設

中堅企業の資金調達と自己資本の強化のために、民間金融機関が実行した劣後ローンを、国の資金拠出を受けて政府系金融機関等が買い取るなどの仕組みを創設することで、事態が収束した段階で反転攻勢に必要な体力を保つことができ、また取引先・系列の中小・小規模事業者の経営安定につながる。ついては、国が資金を拠出し、劣後ローンなどを活用した企業の自己資本強化策について速やかな制度化と実行をお願いしたい。

○固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大

収益を生まない固定資産の税負担は、休業や営業自粛等により売上が立たない現状において多くの企業にとって多大なる負担となっている。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。

○消費税の免税もしくは長期分割納付措置および減税措置

消費税は、事業者の収入に相当の減少があった場合、特例措置として1年間の納付猶予が実行されているが、極端に収入が減少した事業者においては、資金が枯渇し、1年後も納付できない状況が想定されることから、納付猶予ではなく免税もしくは長期分割納付をお願いしたい。

また、景気対策の一環として、消費税の一定期間の減税をお願いしたい。

2. 企業の活力を取り戻す支援策

○中小・小規模事業者の売上・販路回復、販路開拓等の支援拡充

自粛や休業要請により営業活動ができず、あらゆる業種の中小・小規模事業者の経営が苦境に面している中、緊急事態宣言の解除後も引き続き感染拡大防止策をとりながら、経済活動を再開しなければならない。このような中で、休業要請により売上げが激減した飲食店等の、売上回復や維持のための宅配デリバリーやテイクアウトの取り組みに対し、宅配導入費用や情報発信（キャンペーン等）に係る費用の支援拡充、加えて、「新しい生活様式」に対応する設備の標準化装備への支援をお願いしたい。

また、売上回復や経営安定化等に取り組む中小・小規模事業者に対し、設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、IT活用、Eコマース、越境EC等への取り組みに対する支援拡充をお願いしたい。

さらに、消失した需要の回復や新たな販路拡大について、当面は集客を伴うイベントや展示会・商談会等の開催が困難なことから、オンライン商談会等の推進やその実施に対する支援をお願いしたい。

○テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用に対する継続的支援

感染予防・感染拡大防止対策のため在宅勤務や時差出勤等への対応として、中小企業においてもテレワークやオンライン会議等の取り組みが増えている。今後、多様で柔軟な働き方を推進するためにもこのようなデジタル技術の活用に対する継続的な支援をお願いしたい。

特に、テレワーク等に必要なシステム改修や機材等の導入、タブレット機器のレンタルやモバイルアプリ等の導入に係る費用に対する助成について、IT導入補助金の自己負担ゼロ化等を視野に入れた財政的支援の拡充をお願いしたい。

また、中小・小規模事業者においては社内に導入プロセスやノウハウ等の知識を持つ人材がいないことから、中小・小規模事業者へのIT専門家による支援体制の拡充をお願いしたい。

3. 観光関連産業への強力な支援

○観光関連産業への強力な支援

「観光立国推進基本法」のもと、これまで国が主導して観光振興を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連産業は著しく売り上げが減少し、存亡の瀬戸際に立たされる極めて厳しい状況にある。現在の状況が数か月続けば、需要回復期に観光を支える事業者およびインフラが存在しないことも懸念される。

国も位置付けているように、観光産業は地域経済の活性化、雇用の機会の増大など国民生活の安定向上に貢献する重要な産業である。そこで、まずは、危機的状況にある観光事業者が「今」を乗り切り、地域の雇用を守るための早急かつ継続的な支援を実行いただくようお願いしたい。

また、観光は、県境を越えることが大前提であるが、現状は、各県知事から県を跨いで移動自粛が要請されている。観光需要の回復に向け、国においては、一刻も早く解除に向けてのロードマップを策定するとともに、域外からの観光客の取戻しのための強力な支援策をお願いしたい。

さらに、一定の感染拡大の収束後を見据え、旅行・宿泊、飲食、航空運賃・新幹線・高速道路料金等の旅費などに活用できるクーポン券の発行（例：ふっこう割、Go To Travel キャンペーン）など、幅広い消費意欲を喚起する施策の実施をお願いしたい。

なお、これらの施策の実施にあたっては、その効果が大都市周辺だけでなく広く地方にも行き渡るような仕組みづくりをお願いしたい。

4. 商工会議所の支援体制の強化

○商工会議所の支援体制の強化等

現在、各地商工会議所では急増する事業者からの新型コロナウイルス感染症対策に関する融資、雇用及び経営支援全般の相談に対し、組織一丸となって最優先に取り組んでいる。支援機関である商工会議所が、感染予防措置を取りながら、国や地方自治体の施策に対応できる支援体制を維持・強化するためには、人員、財政の面から極めて厳しい課題もあることから、商工会議所の相談体制の強化に対する支援の拡充など特段の配慮をお願いしたい。

以上